

# 着任のごあいさつ



館林税務署長

平野 忠 範

この度の人事異動で関東信越国税局総務部から館林税務署に参りました平野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

館林税務署では初めての勤務となりますが、美しい自然と多くの名所・旧跡を残す歴史と文化に彩られた、人情味豊かな東毛地区で勤務できることを大変うれしく、また、光栄なことと思っております。

一般社団法人東毛法人会の皆様には、日頃から法人会活動を通じまして、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、よき経営者をめざすものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に大きく貢献されています。これは、ひとえに西岡会長をはじめとする現職及び歴代役員の皆様の優れたご指導と、会員の皆様の活発な活動の賜物であり、深く敬意を表する次第であります。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、国税当局ではその感染拡大の影響により厳しい状況に置かれている方々に向け、確定申告期限の延長や納税の猶予制度について、ホームページやリーフレットによる広報周知など、相談体制の整備に取り組んでまいりました。

また、消費税については、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の導入に先立ち、本年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請が開始されます。

会員の皆様インボイス制度を含む改正内容や消費税の仕組みを十分理解し、自ら適正な申告と納税を行っていただけるよう、制度の円滑な導入に向けた広報周知、相談対応等に取り組んでまいりますので、貴会に

おかれましても、説明会の開催などにご理解・ご協力をいただくとともに、開催の際には会員皆様の積極的な参加をお願い申し上げます。

国税庁では、本年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像 2.0 -」を公表し、着実かつ継続的な実施により、国民にとって利便性が高く、かつ、適正・公平な社会の実現に貢献していきたいと考えています。今までもe-Taxの一層の普及及び定着に向けて様々な取組を行ってきており、今後も継続していく中で、本年7月から、納税証明書の申請から受取までの手続きをe-Taxを使用することにより、簡単な操作でご自宅やオフィスで完結できるようになりました、是非ご活用ください。

また、国税当局においては、これまでも、マイナンバー制度に対する納税者の認知度・理解度を深めるため、説明会や国税庁ホームページを通じた広報周知など、積極的に取り組んでまいりました。これからも、より一層のマイナンバー制度の普及に貢献していきたいと考えておりますので、貴会におかれましてもマイナンバーカードの積極的な取得や利活用の呼び掛け等を行っていただきますよう、ご協力の程お願い申し上げます。

貴会の皆様が、税務行政の良き理解者としてご尽力いただいていることは、私どもが政務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっており、誠に心強く感じている次第であります。今後とも、貴会の皆様と一層の連携・協調を図り、税務行政の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人東毛法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を心から祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

## 関東信越税理士会館林支部所属・税理士

清水 徹	0276-72-3678	館林市	石塚 宏一	0276-80-7030	明和町	山田 圭佑	0277-46-7400	太田市
関口 忠男	" 72-7125	"	植村 仁	" 55-6636	大泉町	山本 泰生	0276-57-6250	"
高木 鉦一郎	" 72-3218	"	柳 孝司	" 38-5998	太田市	横塚 俊介	" 55-8033	"
高木 才子	" 72-3218	"	柳澤 祐介	" 46-2611	"	涌井 大輔	070-1497-0328	"
田口 恵之	" 73-5011	"	山寄 二三郎	" 50-1723	"	相原 光美	0276-26-1222	"